



診断書強要行政訴訟控訴審 歴史的完全勝利！

診断書強要行政訴訟控訴審判決が10月8日、東京高裁で出されました。私たちの主張を全面的に支持する画期的な勝利判決でした。

会社はこの間、組合の団交開催の申し入れについて、基本協約第250条（いわゆる限定列挙の6項目）を盾に、団交事項に該当しないとして、団交開催を拒否してきました。今裁判の判決は、組合の申し入れが義務的団交に該当するという一審判決を支持した上で、更に、組合の申し入れ自体が基本協約第250条の所定項目に該当すると、踏み込んだ判断をしました。つまり、限定列挙された団交項目以前に義務的団交が保障されているのは勿論、今回組合の申し入れ（「年休は欠勤ではないため、診断書は提出不要」という主張）に対しては、会社は団交開催を拒否してはならないということです。

本部と新幹線地本は裁判終了後、記者会見を行い、会社の不当性を訴えました。

その後、「10・8診断書強要行政訴訟控訴審判決報告集会」を開催



しました。淵上委員長は「今判決を受けて、労働協約の条文を変えさせるための団交開催を申し入れる」と宣言しました。そして、参加者全員で完全勝利と更なる闘いの前進を勝ち取ることを確認しました。

多數派組合のユニオンができなかつた
協約の問題を糾す闘いに勝利！